



消費・共同参画係

消費生活だより

東大和市民部

地域振興課 消費・共同参画係

TEL 042-563-2111 (内線) 1713

令和元年 5 月発行

NO. 1

エシカル消費

エシカル消費とは…

私たちは、ものを買ったり、食べたり、使ったり、日々何らかの消費をして生活しています。『エシカル』とは、「倫理的な、道徳的な」という意味であり、人や社会、地域、環境などに配慮した消費行動を「エシカル（倫理的）消費」といいます。

例えば、買い物でどれを買うか選ぶとき。価格、品質、安全性のほかに「それがどのようにして作られたか」といった背景やそれを選ぶことで世の中にどんな影響を与えるか」を考えた事がありますか？「これはどこで誰がどのようにして作ったのかな？」「これを選んで消費することは環境にいいことなのかな？」などを考えて選ぶ「エシカル消費」の取組みが注目されています。

どんなことをするとエシカル消費になるのか

買物をするときにできること【例】

- マイバッグを持参する。
- リサイクル素材を使ったものや省エネ製品など、環境に配慮した商品を購入する。
- 地元の産品を購入する。（地産地消）
- 福祉施設で作られた製品を購入する。
- フェアトレード※の商品を購入する。
- エシカル消費に関連した認証ラベル・マークのついた商品を購入する。

など

※フェアトレード

開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、開発途上国の生産者・労働者の生産力や経済状況の向上を目指す貿易のしくみ

買物以外でできること【例】

- 食べ残しを減らす。
- ストローなど使い捨てプラスチックの使用を減らす。
- マイボトルを持ち歩く。
- 3R：リユース（再利用）、リドゥース（ごみを出さない工夫をするなど）、リサイクルを心がける。
- 省エネや節電につながる行動を実践する。

など

エシカル商品の見つけ方・認証マーク

身近で見かけるエシカル消費に関連する認証ラベル・マークを紹介します。

エシカルに関連する認証マークが付いた商品を選ぶことは、取り組みやすいエシカル消費のひとつです。

※ 認証機関は多数あり、
下記に掲載したものは、
一例です。

国際フェアトレード認証ラベル

原料の生産から完成までの工程で国際フェアトレード基準が守られている製品。



(例)
コーヒー
バナナ
など

エコマーク

環境保全に役立つと認められた商品



(例)
文具類
日用品
など

有機 JAS マーク

農薬や化学肥料などに頼らずに生産された食品。



(例)
農産物
加工食品
など

MSC「海のエコラベル」認証

持続可能で、環境に配慮した漁業で獲られた水産物の証。



(例)
水産加工品
など

Eマーク（東京都地域特産品認証食品）

都内産の原材料を使用したり、東京の伝統的手法など生産方法に特徴のある加工食品。



(例)
肉製品類
魚介製品類
など

FSC®認証ラベル

適切に管理された森林の木材を使用したと認められる製品



(例)
ノート
ティッシュ
など

GOTS

(オーガニック・テキスタイル世界基準)
オーガニックのコットン、ウール、麻、絹などの原料から環境的・社会的に配慮した方法で作られた繊維製品につけられる認証ラベル



(例)
タオル
衣類
など

わたしたちにできること

欲しいものをより安く、必要以上に手に入れたいといった消費行動が拡大すると、地球温暖化などの環境問題、途上国における貧困や児童労働などの社会問題につながります。ちょっと視点を変えて選ぶことで「エシカル消費」につなげることが大切です。「エシカル消費」を通じた取り組みの成果は短期間で実るものではありません。社会や地球環境の解決はすぐにできなくても「目指して行動すること」は今からでもできます。毎日の生活の中で、自身のできる中から「エシカル消費」をはじめてみませんか。

不審なハガキにご注意を！！

金銭をだまし取ることを目的に、突然、身に覚えのない未納料金について、裁判や訴訟、給与・財産等の差し押さえなどといった法律用語を使って不安をあおる内容の「架空請求はがき」に関する問い合わせが多く寄せられています。

(架空請求ハガキの例)

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

訴訟管理番号 (あ) 259

この度、貴方のご利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知いたしますとともに、訴訟取り下げ期日を経て裁判を開始させていただきます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現貯金や有価証券及び動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させていただきます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせください。この度は、民事訴訟に関するご連絡となりまして、個人情報保護や守秘義務などがございますので、ご本人様からご連絡頂きます様、お願いいたします。

訴訟取り下げ最終期日 平成〇年〇月〇日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-0000-0000

受付営業時間 (日・祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

公的機関に類似した差出人

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター

〒100-8977 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

アドバイス

- 「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡をしてはいけません。
- 「訴訟」「差し押え」などと不安をあおるようなことが書かれていても、慌てず、利用した覚えがなければ無視しましょう。
- 正式な裁判所からの訴状は、ハガキで来ることはありません。
- 少しでも不安に感じたときは、東大和市消費生活センター、または (局番なし) 188へご相談ください。

(例) 民間訴訟告知センター

全国紛争相談センター

国民訴訟通達センター など

平成30年度東大和市消費生活相談概要

相談件数ベスト3

順位	商品分類	主な相談の特徴や内容等
1位(99件)	商品一般	主に架空請求ハガキ
2位(53件)	運輸・通信サービス	主に通信回線サービスの契約と解約、インターネット動画サイトの架空請求
3位(25件)	金融・保険サービス	主に多重債務、詐欺的な金融商品、仮想通貨

相談内容の特徴

東大和市消費生活センターでは、毎週4日(月・火・水・金)相談を受け付けています。平成30年度に寄せられた相談件数は359件でした。平成29年度は239件だったので、1.5倍に増えました。これは高齢者の女性をターゲットにした架空請求ハガキの相談が100件近くに上ったためです。

ハガキの発信元は公的な機関を名乗り、商品代金の債務不履行で訴状が提出されたなどと、法律用語を満載した文章で不安にさせて、連絡すると弁護士費用などを請求します。

運輸・通信サービスでは無料動画をクリックしたら登録完了になって料金を請求されたというケースが引き続き発生しています。また、大手通信会社の名称を名乗って、別の会社に契約を変更させ、解約を申し出ると高額な違約金を請求する業者の相談も増えました。

インターネット通販では、特段に安い代金で消費者を騙す偽サイトが横行し、代金を前払いしても届かないとか、届いても使用に耐えない商品だったなどという相談が寄せられました。このような業者は本拠地が海外にあることが多く、被害回復が難しいのが現状です。

金融サービスでは、様々な要因で多重債務に陥った方からの相談があり、中には福祉部との連携が必要な案件もありました。

契約・解約に関する相談など、不安なときは下記の窓口へご相談ください

東大和市消費生活センター

毎週 月・火・水・金曜日 午前10時～午後4時まで受付
東大和市役所3階⑥番窓口地域振興課

TEL 042-563-2111 内線1713

【東大和市ホームページもご覧ください】<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>

トップページ⇒くらしの情報⇒生活情報

